

農的関係人口創出事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農的関係人口創出事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）（以下「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 過疎化や高齢化が進む農村地域の維持や継承に向けては、地域住民による内発的發展を促すとともに、都市部に住みながら農山漁村地域に関わりを持つ者（農的関係人口）の創出が必要である。そこで、本事業では複数の農泊事業者が連携して取り組む、「こども」や「都市住民」に対し農山漁村地域への複数回の来訪を促す新たな取組み等への支援を行うことで、農山漁村におけるファンづくりや農村人材の裾野拡大を図り、以て地域の活性化、ひいては元気で豊かな農山漁村地域の次世代への継承に繋げることを目的とする。

(事業の内容等)

第3条 事業内容は、別表1のとおりとする。

2 事業実施にあたっては、別表2に掲げる採点基準により書類審査を行い、採点結果や事業内容等を考慮したうえで予算の範囲内で補助事業者を選定する。

(事業実施計画の承認申請)

第4条 補助事業者は、要項第3条の事業実施計画承認申請書を準用し、知事が別に定める期日までに知事に提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請書に添付する事業実施計画書は、別記様式第1号の様式によるものとする。

(事業実施計画の変更申請)

第5条 要項第5条第1項に掲げる事由が生じる場合は、同条の規定により事業実施計画変更承認申請書を速やかに知事に提出するものとする。

2 事業実施計画変更承認申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号の様式を準用する。

(補助金等の交付申請)

第6条 要項第6条第2項の補助金申請に添付する事業計画書は、別記様式第1号の様式によるものとする。

(補助金等の変更交付申請)

第7条 要項第8条第2項の補助金変更交付申請書に添付する事業実施変更計画書は、別記様式第1号の様式を準用する。

(交付決定前着手)

第8条 要項第9条第1項の交付決定前着手承認申請書は、別記様式第2号とする。

(実績報告)

第 9 条 要項第 13 条第 2 項の実績報告書に添付する事業実績書は、別記様式第 3 号の様式によるものとする。

(雑則)

第 10 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年（2025 年）7 月 2 日から施行する。